

本説明会で紹介する内容

（１）放射７号線の事業概要について

（２）新堀工区の工事内容について

新座都市計画道路３・４・１１

放射７号線（新堀工区）

工 事 説 明 会

埼玉県朝霞県土整備事務所

1 放射７号線について（１）

はじめに



県道練馬所沢線の現状①



県道練馬所沢線の現状②

新座都市計画道路３・４・１１放射７号線は、新座市南西部地域に位置し新堀１丁目を通過する広域幹線道路です。

この地域を横断方向に結ぶ唯一の幹線道路である**「主要地方道練馬所沢線」は幅員が非常に狭くすれ違いも困難な状況であるため、防災面で多くの課題を抱えており、「災害に強いまちづくり」のため、防災機能の向上が求められています。**

また、この計画道路が整備されると**各高速道路のインターチェンジや、幹線道路へのアクセス性が向上します。**

①関越自動車道（関越道）所沢ＩＣ
②東京外かく環状道路（外環道）及び関越自動車道（関越道）大泉ＩＣ
③首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の狭山日高ＩＣ
④各幹線道路（国道４６３号、国道１６号、調布保谷線（伏見通り）等）

そのほか、**「ゆとりのある歩道の確保」「安全で快適なまちづくりの推進」**など、様々な効果が期待されています。

この計画道路と接続する都市計画道路の多くは（東京狭山線など）既に供用済みであり、残区間の整備が完了すると、**都県間の広域的な幹線ネットワークが構築されます。**

現在、早期に整備効果を発現するため「埼玉県」と「東京都」が連携して事業を進めております。
また、今年度より新堀工区において工事に着手するため、説明会を開催させていただきました。

道路の整備効果について

整備効果①　「アクセス性の向上」

都県間に横断的な道路網を整備することにより
①高速道路のインターチェンジ
◆所沢IC、大泉IC、狭山日高IC
②各幹線道路
◆国道４６３号、国道１６号、調布保谷線（伏見通り）
へのアクセス性が向上します。



東京都整備区間　完成状況（R8.3撮影）
（清瀬市区間）



参照：国土地理院地図

詳細平面図

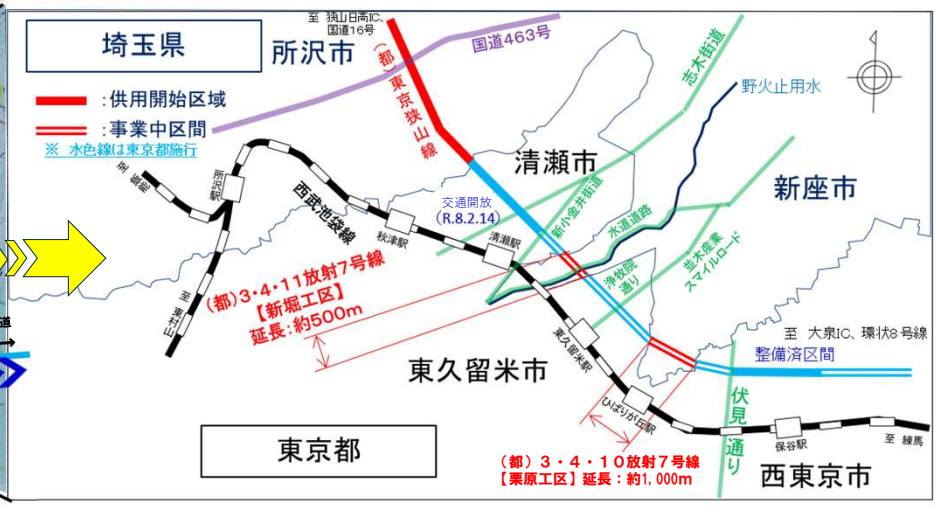

2 放射７号線について（２）

道路の整備効果について（続き）



整備効果②
【歩行者・自転車の安全の確保】

ゆとりのある歩道・自転車道を整備することで、歩行者・自転車の移動がスムーズにできるようになります。

◆歩行者用：歩道幅員は　　「3m～ 4m」
◆自転車用：通行帯の幅員は　「1m～1.5m」
　を確保します。
◆歩行者用の横断歩道・押しボタン信号など設置を行う予定です。（協議中）

標準部

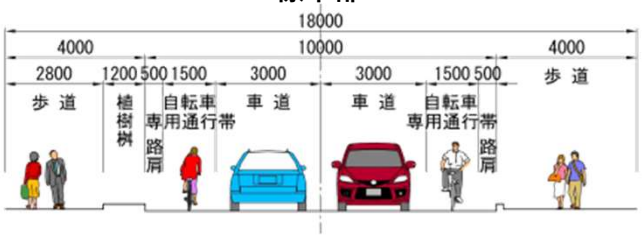

水道道路　交差点部

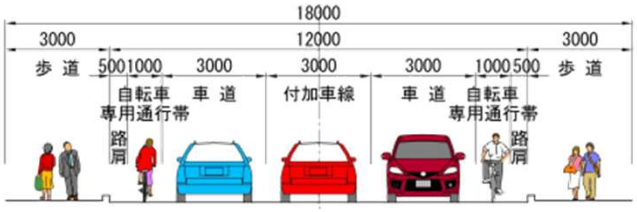

道路幅員の計画



横断歩道＋押しボタン信号イメージ



歩道・自転車通行帯イメージ

整備効果③　【電線の地中化】



災害時に緊急車両が通行できるようになります。

◆災害時に倒壊のおそれのある電柱を、地中化（※）することにより、緊急車両の通行空間を確保します。
◆安全で円滑な交通の確保・景観形成に寄与します。

※電線を地中化するための施設は**「電線共同溝施設」**といいます。



突風による電柱倒壊例（越谷市）

整備効果④　【雨水の貯留・排水】



雨水対策のため、雨水貯留施設を作ります。

◆道路側溝に加えて、道路の地下に雨水を溜めるための「貯留管」を整備する予定です。
　（新座市と調整中）
◆そのほか、道路の地下は生活に必要なインフラ施設を整備するための空間になります。

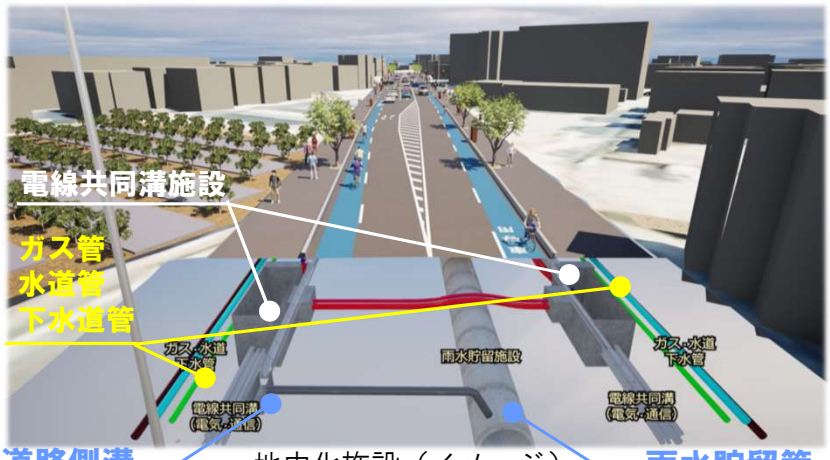

道路側溝　　地中化施設（イメージ）　　雨水貯留管

3

新堀工区の工事ついて（１）

事業経緯・全体スケジュールについて

都市計画道路３・４・１１放射７号線事業の
これまでの経緯、「新堀工区」の全体的な事業スケジュール
について説明します。



事業経緯（これまでの歩み）

昭和４４年　４月	都市計画決定
平成２１年　３月	都市計画決定（変更①）
平成２８年　８月	都市計画決定（変更②）
平成２８・２９年度	事業認可
平成３０年度～令和７年度	用地買収・測量設計
令和８年度～	工事着手



新堀工区：北から南側（東久留米市方面）を望む



新堀工区：南から北側（清瀬市方面）を望む

新堀工区の全体的な工事スケジュール

水道道路の交差点部と、それ以外の工区で分けて施工する予定です。



項目	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
交差点部以外									
水道道路交差点部									

市道第6127号線･第6075号線
交差部の施工完了
（４年目目標）

※スケジュールは現時点の想定・イメージです。現場の施工条件や施工方法の
変更・関係者協議等により、前後する可能性があります。

4-1 新堀工区の工事ついて（２）

工事の施工方法について①

今回の工事で実施する「車道部の施工内容」について説明します。

①車道部・雨水貯留管

◆車道部の工事では、地盤改良・舗装工事・区画線工事を行います。
◆雨水貯留管は、降雨時に道路を流れる雨水を一時的に溜める施設です。

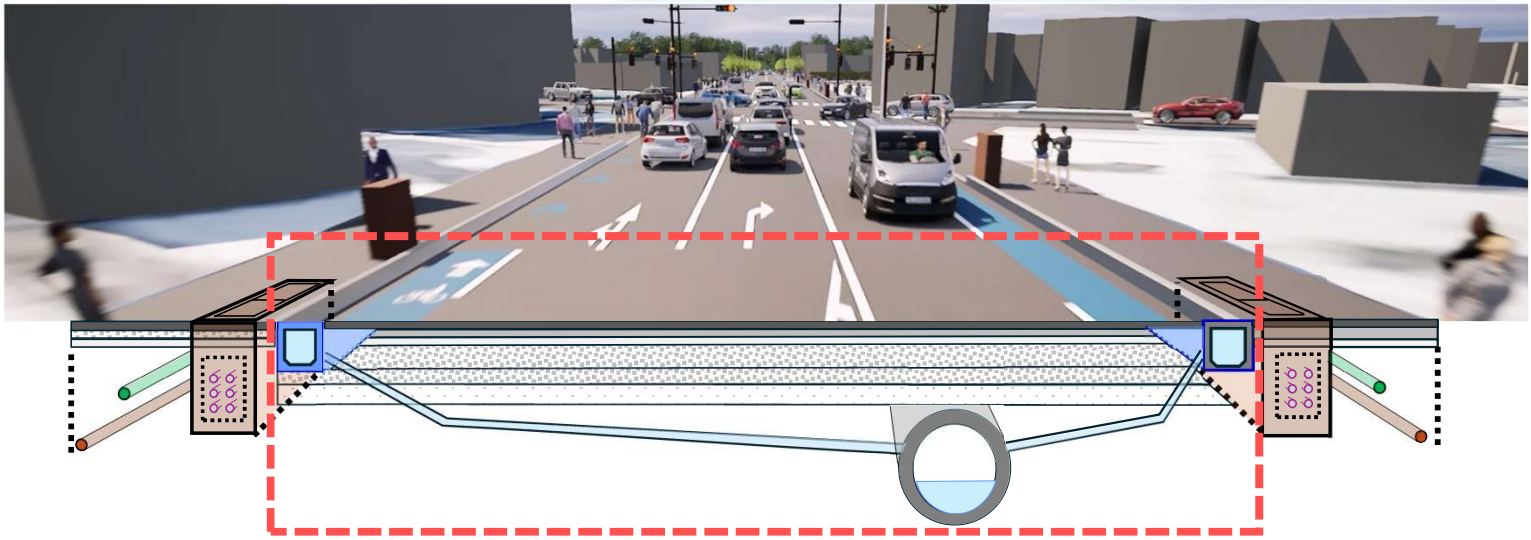

施工の流れ

①掘削します。

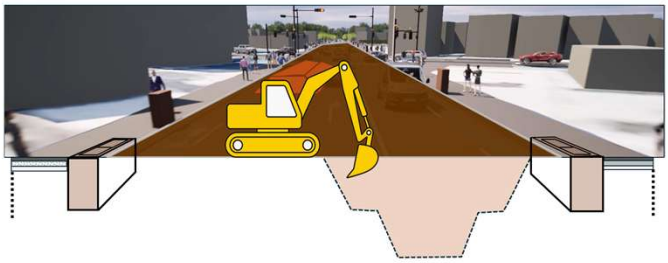

②地盤を固めて、基礎となる砕石などを敷きます。

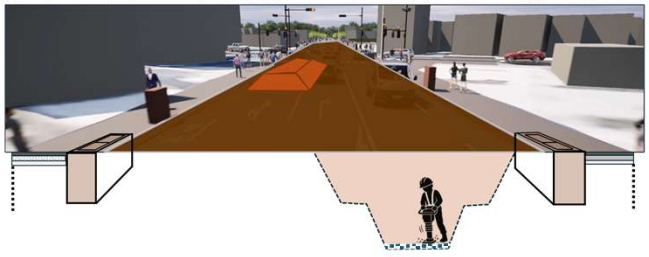

③雨水貯留管を敷設します。

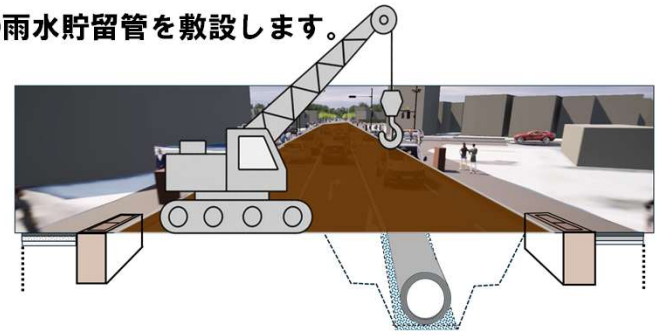

④管を埋戻します。次に側溝と接続する管を整備します。
同時に舗装面の下部の地盤改良（砕石）を行います。

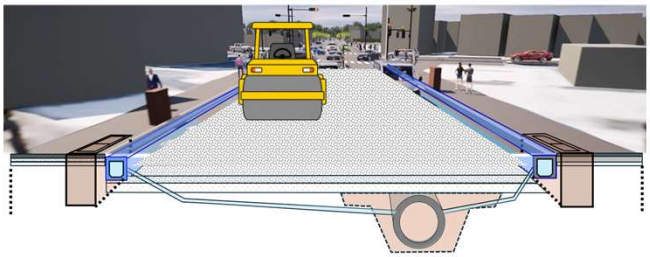

⑤舗装を行います。

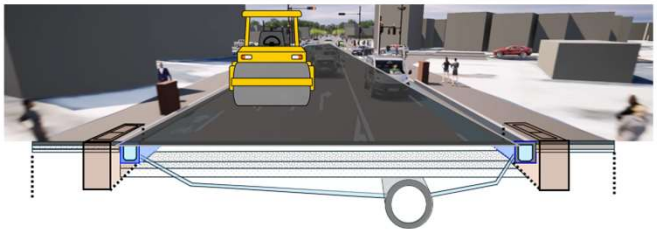

⑥自転車レーンなど道路表面の区画線工事を行います。

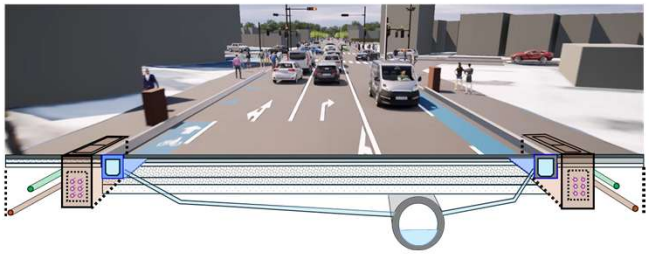

※施工イメージです。
実際の施工と異なる場合があります。

4-2 新堀工区の工事ついて（３）

工事の施工方法について②

今回の工事で実施する「歩道部の施工内容」について説明します。

①歩道部・電線共同溝工事

歩道部の工事では舗装工事のほか、地下に電線共同溝施設（電線・通信ケーブル）や、ガス管・上水道・下水道管などインフラ施設を整備します。

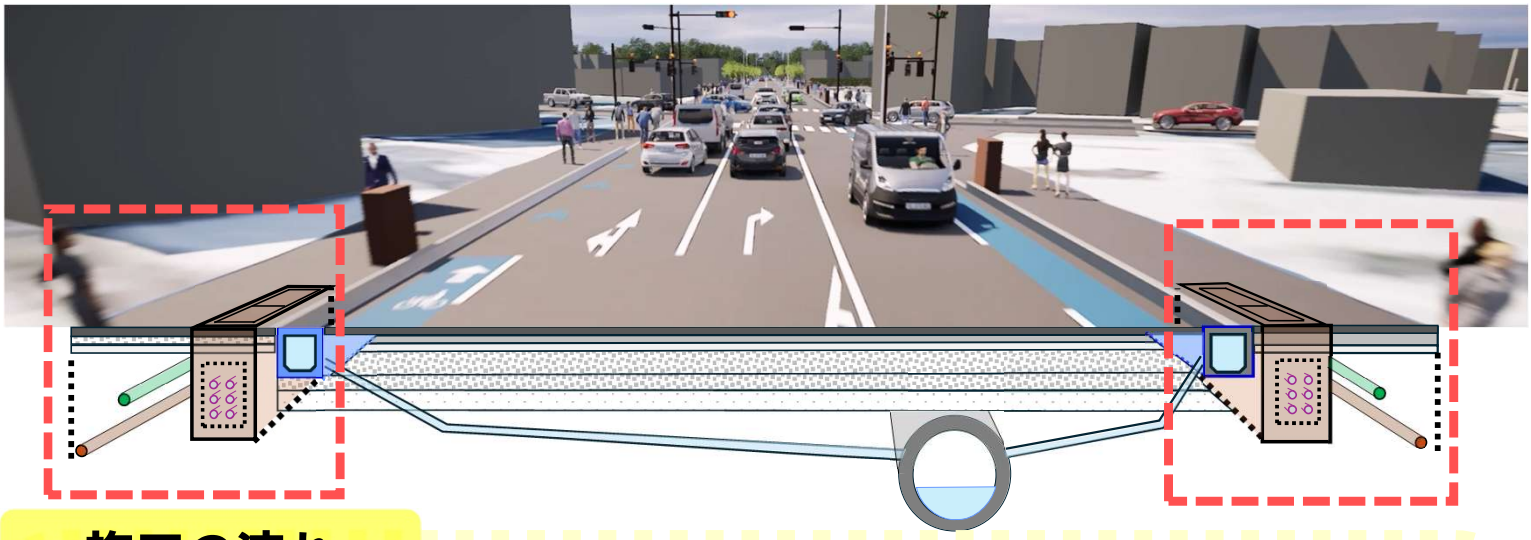

施工の流れ

①歩道部を掘削しガス管・上下水道管を整備します。



②電線共同溝施設の電線・ケーブルを入れるための管・点検用のマンホールを整備します。
そのほか歩道と車道の境界ブロックを設置します。

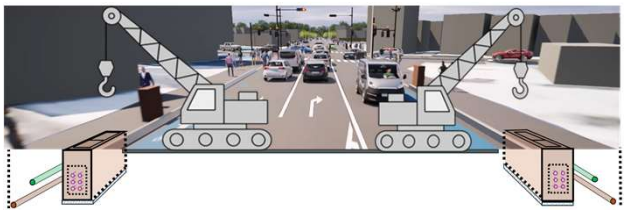

③路盤工事（砕石）を行います。



④植樹ますや、照明などを設置します。



⑤舗装工事を行います。



⑥電線共同溝施設に、電気・通信事業者が電線・通信ケーブルを整備します。

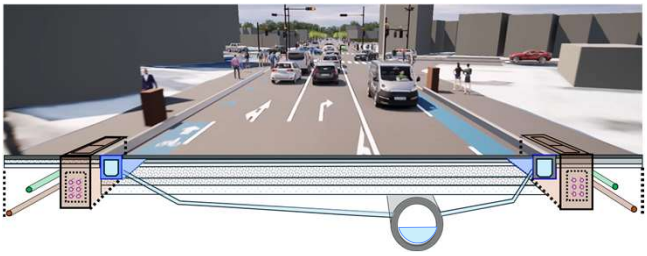

※施工イメージです。
実際の施工と異なる場合があります。

5-1 工事計画について①

森側～新座市道第６１２７号線までの区間

森側の区間における施工計画・工程について説明します。

整備のポイント

新堀一丁目憩いの森

◆新堀一丁目憩いの森については地権者の方、維持管理者の新座市と調整を行いながら、自然環境に配慮した工事を進めていきます。

◆森の中の遊歩道は、今回の事業後は渡ることができなくなります。南側の市道第６１２７号線付近に、横断歩道を整備します。

施工について

◆歩道部に電線共同溝工事を行います。

◆電線共同溝工事の後、令和３年度に施工した車道部に舗装工（表層）及び区画線工事を行います。

東京都との施工調整について

◆隣接する東京都施工区間との調整は、定期的に情報共有・連絡調整を行い、工事を進めていきます。



憩いの森側　完成イメージ

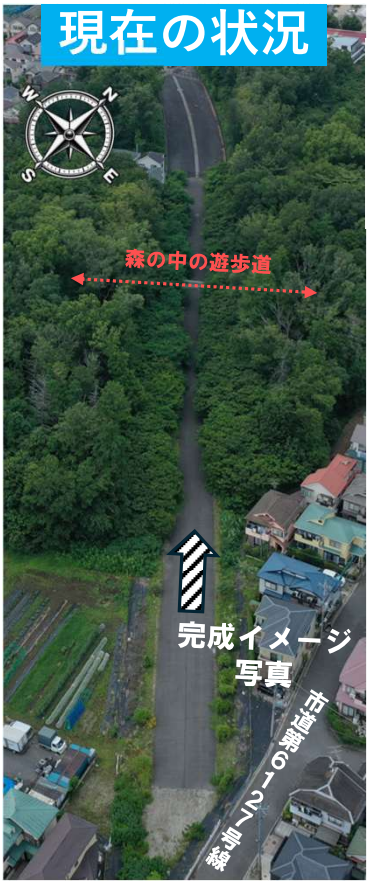

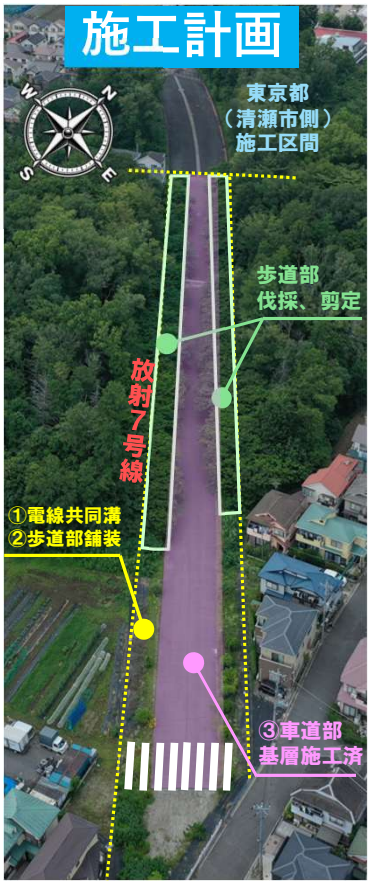

放射７号線（交差点部を除く区間）　工程表（イメージ）

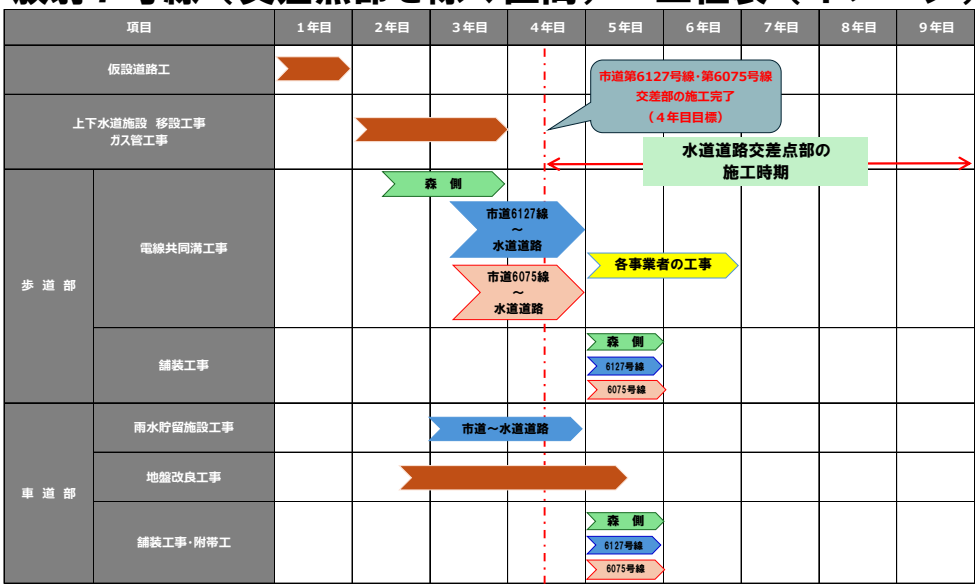

※スケジュールは現時点の想定・イメージです。現場の施工条件や施工方法の変更・関係者協議等により、前後する可能性があります。

5-2 工事計画について②

市道第６１２７号線～水道道路区間

新座市道第６１２７号線～水道道路の区間における
施工計画・工程について説明します。

整備のポイント

施工計画

◆施工の手順（※）は
①上下水道管の移設
②雨水貯留管の整備
③電線共同溝施設の整備
④車道・歩道舗装工・附帯工
を基本に施工予定です。

※工事の進捗・施工方法の調整により変更する場合があります。

遊歩道・市道等の工事中の通行について

◆「新座市道第６１２７号線」は新堀小学校の通学路に指定しているため工事中は、学校と調整を行い、遊歩道への接続や、仮設道路を検討し、安全に通行できるよう配慮します。

◆歩行者の通行を考慮し、常時最低１通路は、安全に通行できるよう施工調整を行う予定です。

◆市道第６１２７号線・共有私道前の施工時に、車の出入りが困難となるケースが想定されます。施工時に個別検討いたします。

整備後の市道について

◆市道第６１２７号線付近には、放射７号線横断のための横断歩道および、信号機を設置について、検討を行っています。（埼玉県警と協議中）

※設置イメージです。協議中のため位置等に変更の可能性があります。



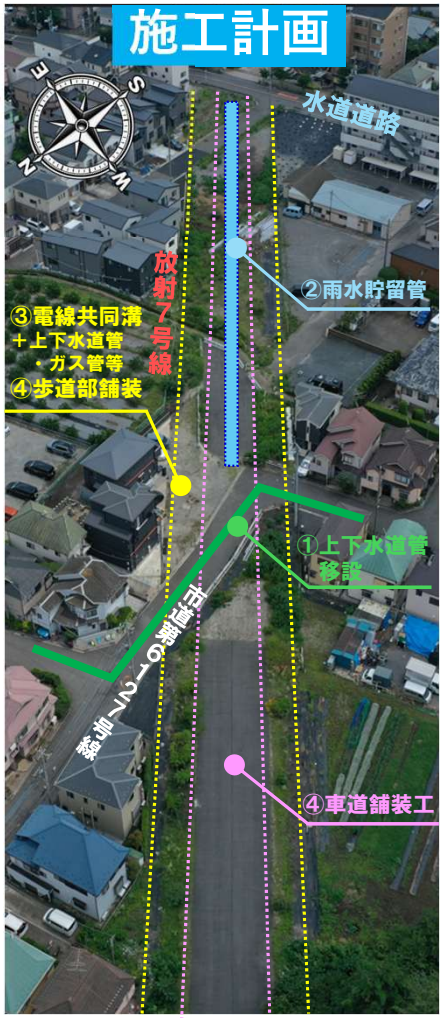


横断歩道＋押しボタン信号
イメージ（再掲）


新座市道第6127号線付近　完成イメージ

放射７号線（新堀工区）　工程表（再掲）



※スケジュールは、現時点の想定・イメージです。現場の施工条件や施工方法の変更・関係者協議等により、前後する可能性があります。

5-3 工事計画について③

水道道路～都県境（東久留米市）区間

水道道路～都県境（東久留米市側）の区間における施工計画・工程について説明します。

整備のポイント

施工計画

◆施工の手順（※）は工事計画②と同じく
①上下水道管の移設
②雨水貯留管の整備
③電線共同溝施設の整備
④車道・歩道舗装工・附帯工
⑤電線・通信等事業者の工事
を基本に施工予定です。

※工事の進捗・施工方法の調整により変更する場合があります。

市道等の工事中の通行について

◆新座市道「第６０７５号線」および「水道道路」については、新座市立第六中学校の通学路となっています。

◆工事中は学校と調整を行い「市道第６０７５号線」と「水道道路部」の施工時期をずらすことで片方の道路は通行できるよう配慮します。

◆本施工箇所には、工事の施工時に車の出入りが困難となるケースが想定されます。施工時に個別検討いたします。

整備後の市道横断について

◆市道第６０７５号線の歩行者等横断については水道道路の交差点に近いため安全上の理由で、横断歩道・信号機は設置できません。

※整備後の横断ルートは水道道路の交差点・東京都側に横断歩道が整備予定です。今後はこちらの利用をお願いします。

東京都との施工調整について

◆隣接する東京都施工区間との調整は定期的に情報共有・連絡調整を行い工事を進めていきます。



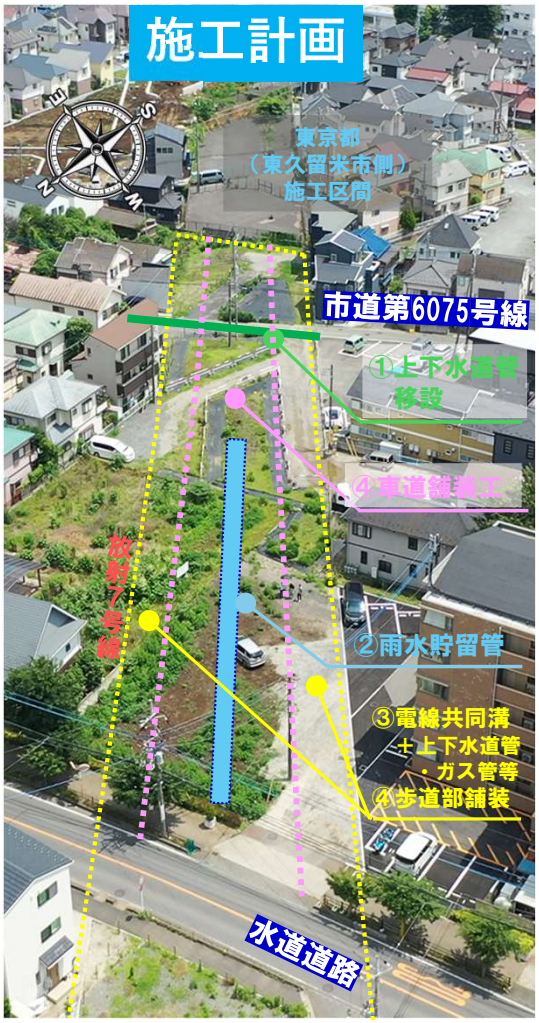



水道道路交差点方面の完成イメージ

放射７号線（新堀工区）　工程表（再掲）



※スケジュールは、現時点の想定・イメージです。現場の施工条件や施工方法の変更・関係者協議等により、前後する可能性があります。

5-4 工事計画について④

水道道路　交差点区間

放射７号線と水道道路の交差点部における
施工計画・工程について説明します。

整備のポイント

施工計画

◆施工の手順（※）は
①上下水道管の移設
②野火止用水の移設
③電線共同溝施設の整備
④車道・歩道舗装工・附帯工
⑤電線・通信等事業者の工事
を基本に施工予定です。
※工事の進捗・施工方法の調整により変更する場合があります。

新座市との調整

◆水道道路交差点部の施工時は車線規制等を行うことが想定されます。
◆具体的な、規制の時期・方法については新座市と協議調整のうえ皆様に事前にお伝えさせていただきます。

野火止用水の移設調整

◆野火止用水は、江戸時代に開削された用水路であり地域の憩いの場となっている埼玉県指定史跡です。
◆埼玉県教育委員会に許可を申請し、環境に配慮した工事に努めてまいります。
◆交差部は車道部になるため、現況と同様に地下に水路を埋設（暗きょ）する形になる予定です。

埼玉県指定史跡　野火止用水（現況）



交差点部　用水現況





水道道路との交差点部　完成イメージ

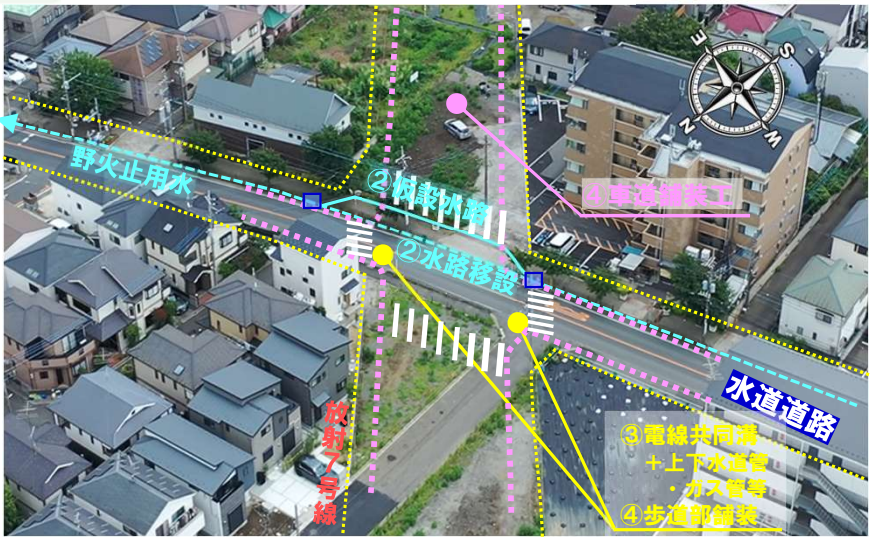

放射７号線（水道道路交差点部）　工程表（イメージ）

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
移設工	上下水道施設移設工事 ガス管工事									
	野火止用水　移設工事									
歩道部	電線共同溝工事									
	舗装工事									
車道部	地盤改良工事									
	舗装工事									

①市道第6127号線
②市道第6075号線
交差部の施工完了予定
仮設・本水路工
仮設撤去
水道道路交差点部
以外の施工時期
各事業者の工事

※スケジュールは現時点の想定・イメージです。現場の施工条件や施工方法の変更・関係者協議等により、前後する可能性があります。

6 安全・環境対策について

工事中の安全対策について



作業時間帯について

- 現場の作業時間は、**原則８：３０～１７：００**（※）に工事を行います。
  （※）工事の作業員は、８：００～８：３０に現場に到着します。
  （※）通学時間帯を配慮して、施工時間を変更させていただく場合があります。
  （※）水道道路交差点部については、交通量（渋滞対策）を考慮し、夜間施工を行う場合があります。
- 原則　**土曜日・日曜日・祝日は休工**とさせていただきます。（※）
  （※）雨天休工など、工事状況に応じて変更させていただく場合があります。



工事現場の安全管理・環境対策について

- 工事区域には、仮囲い用のネットフェンスなどを設置し、安全管理に努めます。
- 工事現場の定期的な巡回、仮設設備の点検を行います。
- 低騒音・低振動の施工機械を使用して騒音振動の低減に努めます。
- 冬場の土ほこりや粉じんを防止・抑制するため、必要に応じて散水などの対策を検討します。

工事用車両・施工機械の安全管理について



- 工事用車両進入時は、使用する工事車両出入口部に誘導員を配置します。
- 一般道を走行する際は速度規制等の交通法規を遵守します。
- 工事車両が工事エリアを走行するときは10km/hを徹底します。
- 工事用運搬車両は、過積載を行いません。
- 工事用車両は排ガス規制に適合した車両を使用します。
- 車両の待機中の場合は、アイドリングストップを行います。
- 水道道路など供用中の道路が、工事用車両のタイヤに付着した土砂等で汚れないように適切に管理します。

歩行者の安全対策について



- 市道部、遊歩道部の工事、工事車両の通り抜けの際は歩行者の安全を第一に考え施工を行います。具体的には「う回路の案内の明示」「誘導員の設置」など適切な措置を検討・実施します。
- 通勤・通学時間帯における歩行者通路付近の施工については、学校と調整し休暇期間に優先して工事を行うほか、安全に配慮して施工します。
- 工事の進捗により通行ルートの変更を行う場合は、事前に周知します。

その他の対策について

- 夏場に育つ事業地の雑草については、工事期間中において管理するよう努めます。
- 今後、複数の工事を実施します。内容については工事看板等でお知らせします。

7

仮設工事について

今年度より、仮設工事に着手いたします。
工事の概要について説明します。



仮設工事について

【仮設工事概要】

工事名	総地加）6101街改（スクラム）（仮設道路工）
工事場所	都市計画道路３・４・１１放射７号線／新座市新堀地内
工期	令和８年６月30日～令和８年11月30日 （工事着手10月、工期は11月末から延伸予定）
発注者	埼玉県朝霞県土整備事務所 （埼玉県朝霞市浜崎６７８）
受注者	紀和建設工業株式会社 （埼玉県和光市新倉３丁目14番30号）

工事のポイント

仮設道路工事の計画

◆今後実施する工事では原則、水道道路から道路予定地に入り工事用車両の通行を行う予定です。
◆今回の仮設工事で、水道道路から各現場までの工事用道路を整備する予定です。
（鉄板を設置、段差をなくす等の工事を行います。）

歩道部整備のための伐採・剪定

◆歩道部の整備のため、最小限の樹木伐採・剪定作業を実施します。
◆施工時は地権者の方、維持管理者の新座市と調整を行いながら、自然環境に配慮した工事を進めてまいります。





仮設工事（概要）

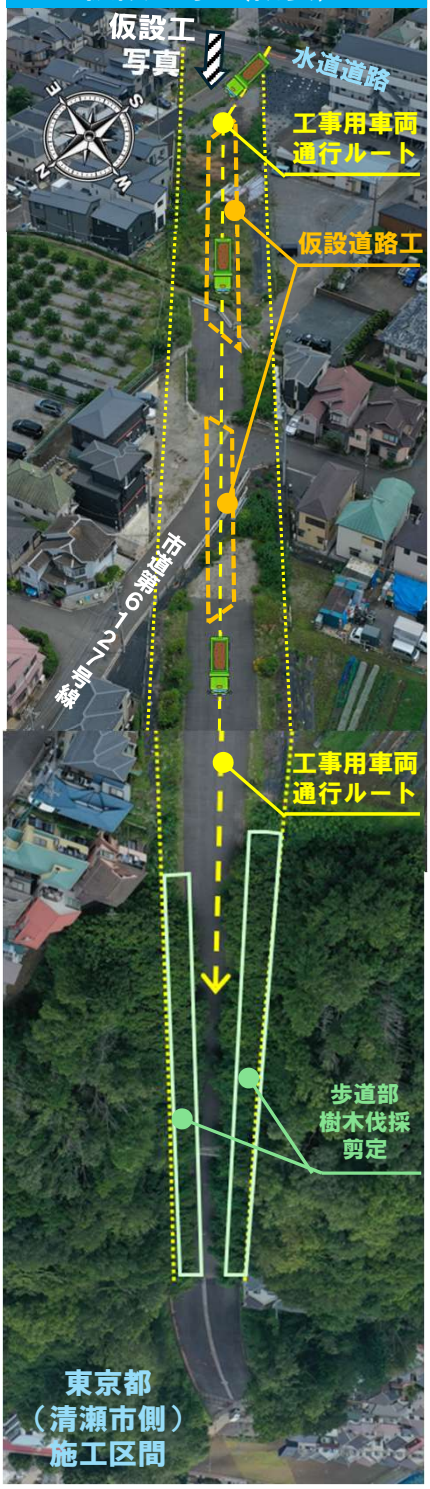

ご協力のほど、よろしくお願いします。